隣保館だより

編集　下榎隣保館
〒689－4526　日野町下榎157番地1
電話：７２－１１９１（FAX兼）
E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

《研修参加報告》

「第52回全国隣保館職員中国ブロック研修会」に参加して

日時：平成27年11月26日　場所：米子コンベンションセンター

全大会では、特別報告として米子市人権教育推進員の池谷由美さんが「人とひととのつながりに～今ここに生かされていることに感謝～」（ポルフィリン症、難病指定までの取り組みとこれから）と題し、講演を行いました。

18年前に2人の息子がポルフィリン症を発病、陽にあたると肝機能が低下し生命に危険が及ぶので、外出するときは真夏でも黒づくめの格好で出かけなければなりませんでした。友人や担任の先生からは励まされ支えられていましたが、病気のことを知らない人からは陰口を言われ、幼い兄弟は悔し涙を流すこともあったそうです。

平成21年に「池谷兄弟を応援する会」が発会され、ポルフィリン症の難病指定をめざし各地域で街頭署名活動や講演会を行い、平成27年3月に厚生労働省指定難病と認められました。

池谷さんは、この病気を通して、人と人とのつながり、相手を思いやる気持ちの大切さに気付かされ、一人一人を尊重する社会、すべての人が幸せに生きられる社会づくりをめざし今後も活動し、2人の息子たちもそれぞれ職に就き、病気と闘いながら頑張っていることが報告されました。

2日間の研修終了後、全隣協の川﨑正明会長より、隣保館の本来の目的（役割）を忘れない、前例踏襲の事業でない事業の組み立ての必要性、地域ニーズの把握（地域に溶け込んでいく）、そして5つの場（①ストレスを解消できる場②情報の共有をしていける場③帰属意識が具体的にできる場④孤立防止の場⑤見守りができる場）を大切に、「人と人」「人と制度」「制度と制度」をつなぐ役割があることを確認し閉会となりました。

《榎の実学習会》小・中学生交流会～クリスマス会～

12月24日、老人憩の家で榎の実学習会の子どもたちが、交流会を開きました。計画や当日のあいさつや司会進行も中学生が担当しました。

はじめに、いす取りゲームで盛り上がり、次は4つの班に分かれて、デコレーションケーキを作りました。5人一組のグループで、一人一人が少しずつ役割を持って作業を進めていきました。

できあがったケーキを食べながらの会話で、サンタさんを心待ちにしている小学生に「夜になると鈴の音がしてくるけんなぁ」と中学生が語りかける、ほのぼのとした光景もありました。

感想発表では、「みんなと協力して、楽しく過ごせてよかった」「楽しくケーキを作れてよかった」など、みんな楽しく交流することができたようです。

▲どんなデコレーションにしようかな？

・・・・・・・・2月の行事予定・・・・・・・・

◆榎の実学習会閉講式	日時：2月　9日（火）17:00～　/　場所：下榎集会所
◆健康教室	日時：2月10日（水）10:00～11：30　/　場所：老人憩の家
◆生け花（草月流）	日時：2月20日（土）13:30～16：00　/　場所：下榎集会所
◆よってみょい家	日時：2月24日（水）10:00～11：30　/　場所：老人憩の家
◆手芸	日程・内容調整中…お楽しみに！

※どなたでも参加できます。お問い合わせは下榎隣保館まで

マイナンバーに関するお知らせ

●個人番号カードの交付が始まりました

個人番号カードは、申請者に対し交付します。個人番号カードは、交付申請後、役場から交付通知書（はがき）が申請者宛てに届いてから、記載された期限までに受け取りに来てください。役場住民課で本人確認し、暗証番号を設定していただき、個人番号カードを交付します。

また、個人番号カードは、ｅ－Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）などで使う電子証明書や写真つき証明書として利用することができます。初回の発行手数料は無料です。なお、個人番号カードの交付を受けられる場合は、通知カードと住民基本台帳カードは返納していただきます。

個人番号カードの受け取りに必要な持ち物

・交付通知書（はがき）　・通知カード
・本人確認書類①または②
　①次のうち１点：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳など
　②次のうち２点：健康保険証、年金手帳、医療受給者症、預金通帳など
・代理権の確認書類（15 歳未満の人および成年被後見人の法定代理人のみ）
　代理人の本人確認書類（本人確認書類①または②）
・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

個人番号カードの交付を希望される人は、通知カードとともに届いた申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送により申請してください。また、スマートフォンやパソコンからインターネットにアクセスして申請する方法もあります。やむを得ない理由により住所地での申請ができない人は、役場住民課にご相談ください。

●本人確認書類をご用意ください

今後、役場の手続きなどで、マイナンバーの提示や記載を求められることがあります。マイナンバー制度では、他人のなりすましなどを防ぐために厳格な本人確認が求められます。運転免許証などの本人確認ができる書類（保険証などの顔写真のないものは２点）をご持参ください。なお、通知カードは本人確認書類や身分証明としては利用できません。

【問合せ先】　役場住民課（電話　７２　－　０３３３）

社会保障・税務関係手続にマイナンバーの記載が必要になります

平成 28 年１月から随時、下記の手続きなどに、マイナンバーの記載、通知カード・個人番号カードなどの提示が必要となります。詳しくは、役場担当課までお問い合わせください。

【社会保障関係】国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、障がい福祉サービス、特別障害者手当、自立支援医療、児童手当、児童扶養手当、障害者手帳に関する手続きなど
（担当課：役場健康福祉課　電話 72-0334）
【戸籍住民票・税務関係】転入・転居、戸籍届出で住所や氏名などに変更があった場合（カード記載事項の変更が必要です。通知カードまたは個人番号カードを持参ください）、軽自動車税・固定資産税減免申請書、償却資産申告書、法人町民税申告書、町県民税申告書・給与・報酬・手当等支払報告書に関する手続き（※平成 28 年分以降の所得にかかる申告から適用）など
（担当課：役場住民課　電話 72-0333）
【その他】保育所入所関係手続きなど（担当課：町教育委員会　電話 72-2107）